

共同実施事業者登録規約

DR 家庭用蓄電システム導入支援事業（以下「本事業」という。）は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）及び大日本印刷株式会社により構成される令和7年度補正蓄電システム等導入支援事業事務局（以下「事務局」という。）が行う再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業）（以下「補助金」という。）を交付する事業です。

（定義）

- 第1条 「共同実施事業者」とは、需要家等と、家庭用蓄電システムの売買契約を締結する販売事業者であり、本事業において所定の「共同実施事業者登録規約への同意」を提出し、事務局に登録された者をいいます。共同実施事業者は、申請者と共に本事業の実施主体となり、補助金の交付申請、補助事業の実施、実績報告、並びに精算払請求に至るまでの一連の手続きおよび事業遂行（以下「共同実施実務」という。）を、申請者と共同して責任をもって遂行するものとします。ただし、当該登録により、事務局及び国は共同実施事業者として登録された事業者に対して何らその優良性を認定するものではありません。
2. 本規約において「申請者」とは、補助対象となる蓄電システムの購入を検討し、補助金の申請をする者、交付の申請を行った者、及び交付決定を受け補助事業を実施する者の総称をいいます。

（登録要件）

第2条 共同実施事業者として登録されるためには、以下に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人若しくは個人事業主であること
 - ② インターネット環境を有し、事務局が提供するオンライン申請ポータル（以下、「申請ポータル」という。）を利用できる者
 - ③ 過去3カ年度内に、公的補助金等において不適切な行為（虚偽申請、不正受給等）により処分を受けていないこと
 - ④ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと
 - ⑤ 次の各号のいずれにも該当しない者（法人においては役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ））であること
- （ア）法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は役員等が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき
- （イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(オ) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、業務妨害行為等を行っているとき

2. 共同実施事業者は、共同実施事業者として登録されている期間中、前項第5号のいずれにも該当してはならないものとします。

3. 共同実施事業者は、登録申請にあたり、以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。

- ① 自らの個人情報（役員名簿等）について、暴力団排除の確認のために、事務局が所管官庁及び警察当局へ提供すること、並びに警察当局から当該情報の回答を受けること
- ② 前項までの誓約が虚偽であり、又は当該誓約に反したことにより、自らが不利益を被ることとなっても、事務局に対して異議を一切申し立てないこと

（共同実施事業者の義務および禁止事項）

第3条 共同実施事業者は、本事業の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守し、またはこれを行ってはなりません。

- ① 交付規程、公募要領及び本規約、並びに事務局が行った告知・発表等（以下「手引き等」という。）に定める事項を遵守すること
- ② 共同実施実務について、適正かつ遅滞なく誠実に遂行すること
- ③ 破産・再生手続等の申立てがなされたときは、直ちに事務局に通知すること
- ④ 現地調査や立ち入り検査に対し申請者と協力して誠実に応じること
- ⑤ 登録情報に変更があった場合は、事務局が別途手引き等で指定する方法により、遅滞なく届け出ること
- ⑥ 申請者の承諾なく無断で共同実施実務を進めるなどの行為を行わないこと
- ⑦ 申請者へのなりすまし行為や、虚偽情報の入力を行わないこと
- ⑧ 補助金の受領を条件として不当な契約を強いる行為、および事務局等の名称を悪用して商品等の優良品を誤認させる勧誘等を行わないこと
- ⑨ 法令若しくは法令に基づく処分等に違反する又はそのおそれのある行為を行わないこと
- ⑩ 事務局に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づく契約上の地位について、事務局の同意なく第三者へ譲渡、移転、または担保提供を行わないこと
- ⑪ 事務局及び申請者を誹謗中傷し、または名誉若しくは信用を傷つける言動を行わないこと
- ⑫ その他、事務局が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び事務局との信頼関係を損なう一切の行為を行わないこと

（登録の拒否、停止および抹消）

第4条 事務局は、共同実施事業者が以下のいずれかに該当する場合、登録を拒否し、またはその地位を一時停止（アカウントの利用停止を含む）もしくは抹消し、その事実を公表することがあります。

- ① 前条に定める義務に違反した場合、または禁止事項に該当する行為を行った場合

- ② 第2条に定める登録要件を満たさなくなった場合
- ③ 他の公的な補助事業において、不適切な行為を行ったことが確認された場合
- ④ 申請者との間で、共同実施実務に関して、本事業の円滑な運営を妨げる重大なトラブルを発生させていると事務局が判断した場合
- ⑤ 事務局からの連絡に対し、正当な理由なく応答しない場合

(従業員等への周知)

第5条 共同実施事業者は、本事業に関わる従業員及びその取引先等に対して、禁止事項等、本規約が定める事項について、周知と教育を徹底しなければなりません。

(情報公開と問い合わせ)

第6条 事務局が作成する本事業のホームページ上で当該共同実施事業者に関する情報が、登録事業者として公開されます。ただし、情報の公開にあたっては、共同実施事業者は、申請者からの問い合わせに対応する義務を負い、申請者からの問い合わせに適切に対応できる体制を整備しなければなりません。事務局は、共同実施事業者による問い合わせ対応若しくは体制の整備が不十分であると判断した場合、公開内容が不適切であると判断した場合、本規約第2条に定める登録要件を満たさないと判断した場合、本規約第4条に定める登録の抹消をした場合、又は登録事業者の地位の停止をした場合、共同実施事業者へ事前の通告なしに当該共同実施事業者に関する情報の全部又は一部の公開を停止することがあります。

(アカウントの発行と失効)

第7条 事務局は、登録が完了した共同実施事業者に対し、申請ポータルのお作用アカウントを発行します。

2. 本アカウントは、当該年度の補助事業遂行のために一時的に付与される実務用の権限であり、2027年3月末をもって失効します。

(共同実施事業規約の同意)

第8条 共同実施事業者は、事務局が別に定める「共同実施事業規約」を申請者と同意し、申請ポータルを通じて事務局に提出しなければなりません。

(共同実施実務)

第9条 前条により共同実施事業規約に同意した共同実施事業者は、事務局が定める期限までに、申請者と協力して共同実施実務を行わなければなりません。

2. 共同実施実務にあたっては、共同実施事業者は申請者と協力して、適正かつ正確な情報の入力および書類の提出を行う責任を負うものとします。
3. 事務局は、提出された書類に不備または不足を発見した場合、申請ポータルを通じた通知、メールまたは電話により確認を行うことがあります。共同実施事業者は、事務局からの確認に対し、指定される期限内に誠実かつ速やかに回答しなければなりません。正当な理由なく回答を怠ったことにより

申請者に不利益が生じた場合、その責任は共同実施事業者が負うものとします。

(本規約の変更等)

第10条 事務局が本規約を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業のホームページ及び申請ポータルにより、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記にかかわらず、当該変更が共同実施事業者一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合、その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、又は変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。変更後の本規約については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

(免責)

第11条 事務局は、本事業に関して共同実施事業者に生じたあらゆる損失について、事務局の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2. 事務局は、共同実施事業者と申請者その他の第三者との間に生じたトラブルについて、一切の責任を負いません。

(秘密保持)

第12条 共同実施事業者は、本事業を通じて知り得た事務局の技術上、営業上、その他一切の機密情報、および申請者の個人情報（以下「機密情報等」という。）を、本事業の目的以外に使用してはならず、また第三者に漏洩、開示、提供してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ① 事務局が本事業の運営上必要と認め、あらかじめ承諾した相手方に開示する場合
- ② 申請者の同意を得た範囲内において、本事業の遂行に必要な関係者に開示する場合
- ③ 法令に基づき開示を求められた場合

2. 共同実施事業者は、機密情報等の漏洩、紛失等の事故が発生し、またはそのおそれがあることを知ったときは、直ちに事務局に報告し、その指示に従うものとします。

3. 本条の規定は、本事業の終了後、または共同実施事業者の登録抹消後も有効に継続するものとします。

(専属的合意管轄)

第13条 本事業に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(雑則)

第14条 本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、手引き等に定めるものとします。

2026年3月 制定